

第1回 久留米市入札監視委員会議事概要

| | | | |
|-----------------|--|----|--|
| 開催日 及び 場所 | 平成28年7月19日（火） 10:30～12:00 久留米市本庁舎13階 1303会議室 | | |
| 出席 委員名 | 有吉 一郎（久留米大学法科大学院教授）（委員長） 柿本 眞左子（税理士） 紫藤 拓也（弁護士） 西野 恵子（社会保険労務士） | | |
| 議事 対象 期間 | 平成28年2月1日～平成28年5月31日 | | |
| 抽出 案件 | 総合評価方式 | 4件 | |
| | 指名競争入札 | 5件 | |
| | 随意契約 | 1件 | |
| 報 告 | 1. 入札制度改正についての報告 （1）入札金額積算内訳書取扱い要領の改正について （2）工事請負契約に係る最低制限価格の引上げについて （3）建設業法施行令の一部改正（特定建設業及び技術者要件）について | | |
| | 意見及び質問 | | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | | |
| | 2. 入札・契約状況報告 （1）平成27年度入札・契約実績 | | |
| | 意見及び質問 | | 意見及び質問への回答 |
| | 平成25年度から平成26年度にかけて工事発注額が減少したのは、宮ノ陣クリーンセンターやシティプラザの工事が無くなったためだと以前説明を受けたが、平成26年度から平成27年度にかけて発注が減少した理由はなにか。 | | 平成26年度は、宮ノ陣クリーンセンターやシティプラザの本体の発注は終わっていたものの、附帯工事や周辺整備工事の発注があった。また、小中学校のエアコン設置工事もあったが、平成27年度はこのような特殊要因がなかったため。 |
| | （2）指名停止（3件）について | | |
| | 意見及び質問 | | 意見及び質問への回答 |
| 質問なし。 | | | |

| | | |
|--------|--|--|
| 審 議 | 3. 入札参加資格・指名理由等の審議 | |
| | (1) 下水道管渠布設(導-1)工事【総合評価】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 昨年度も、ゼネコンを対象とした工事入札で参加者が少ない状況があったかと思うが、変化はあるか? | 全国的には、オリンピック関連の大型工事などの発注が続いており、ゼネコンがそちらに集中している状況が続いている。 |
| | (2) 長門石橋耐震補強(上部工2期)工事【総合評価】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | |
| | (3) (特環)公共下水道管渠布設第14工区工事【総合評価】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | |
| | (4) 西鉄久留米駅東口ペDESTリアンデッキ補修(2期)工事【総合評価】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 既に工期中にも係わらず、現場では工事着手が見受けられないが、進捗はどのようになっているか。 | 6月9日に着工届が出され、1か月程は各種手配や近隣説明などの工程を進めた。現場作業は2階の一部分で始まっている。 |
| | (5) 排水路改良(2-7外1箇所)工事【指名】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問 |
| | 辞退が多い理由は何か。 | はっきりとした理由は分からないが、河川や水路などの工事は応札が少ない傾向が見受けられる。 |

第5号様式（第10条関係）

| | | |
|--------|--|--|
| 審 議 | (6)平成28年度老朽市営住宅解体(1工区)工事【指名】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | |
| | (7)市道B5-1号線安全施設設置工事【指名】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質問なし。 | |
| | (8)不動川調整池回転灯設置工事【指名】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 質疑なし。 | |
| | (9)宮ノ陣クリーンセンター植栽(その5)工事【指名】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 辞退が多い業者を指名から外すという選定のやり方は、いつ頃から行っているのか。 | 業種によっては辞退が多発する状況があったため、昨年から、辞退の状況を確認しながら指名を行っている。その目的は、競争性の確保と、指名競争入札では1者応札は入札不調となることから、入札不調防止対策である。 |
| | 植栽工事は今後も継続するのか。 | 宮ノ陣クリーンセンターの整備に伴うものであり、今後の発注は予定していない。 |

第5号様式（第10条関係）

| | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--|
| 審 議 | (10) 上津クリーンセンタープラント設備改修工事【随意契約】 | |
| | 意見及び質問 | 意見及び質問への回答 |
| | 随意契約の相手先は、何年前から上津クリーンセンターに関わっているのか。 | 上津クリーンセンターの施工業者であり、建設当初から関わっている。施工後は、管理運営にも携わっている。 |
| | 【審議案件に関する委員会の所見】 | |
| 今回の審議案件については、適正な手続きに基づいて実施されていた。 | | |